

《当法人における施設系事業部の感染防止対策について》

厚生労働省のマニュアルに沿って、感染防止対策の徹底・強化し、各部、拡大防止につとめてまいります。

●感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携し取組を進めます（手洗い・うがい・マスク・消毒・記録・換気）

●職員は、同居人を含み、出勤前の体温計測および、体調不良時の申し出を徹底し、管理者が確実に把握することとします。

（職員及び同居者が37.5度以上の発熱がある場合は、出勤を停止し、体調不良等がある場合は、出勤しないを原則とします。）

また、過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとします。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意いたします。ここでいう職員とは、利用者に直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所の全ての職員やボランティア等を含むものとします。

●手洗い・消毒の徹底は当然ですが、公共交通機関での通勤時は、マスクの着用を義務付けています。また、業務中においても、マスク着用を原則とします。

《マスクおよび消毒液の確保はできております》

●施設と取引がある、委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うこととし、施設内に立ち入る場合については、体温計測、マスクの着用、消毒、面会簿へ記録について徹底いたします。

●来所について

利用者本人、同居人を含み、来所前の体温計測および、体調不良の申し出のご協力をお願いいたします。

（利用者及び同居者が37.5度以上の発熱がある場合は、お休みしていただきその後の健康状態をつみきまでご連絡ください。）

また、過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとします。

●訪問及び施設への立ち入りについて

面会については、感染経路の遮断という観点から、以下のように、面会の制限をお願いいたします。（不要不急の外出を控えるようにとあるように、各自ご判断いただきます）

面会される場合は、体温の計測・マスクの着用・消毒・記録の実施後、それぞれの個室にての面会と、短時間での面会をお願いいたします。また、発熱が認められる場合には面会をお断りいたします。

●もしも、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、利用者のケア記録（体温、症状等 が わかるもの）、面会簿・立ち入りに関する記録を徹底します。

また、直近2週間の勤務表、施設 内に入入りした、ご家族等の記録は、調査のための報告として、提出することをご了承ください。

●職場はもとより、職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進めることが重要であり、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底していきます。

●感染症対策の再徹底

感染の疑いについて、より早期に把握できるよう、日頃から利用者の健康の状態 や 変化 の有無等 に留意します。

しかしながら利用者の皆さまの中には、送迎車でつみきという方ばかりではなく、公共交通機関を使用して来られる方や他の通所施設を使われている方もいらっしゃいます。

もし「心配だな」「不安だな」「自宅で待機した方がいいのかな」と考え、悩んでおられましたら、様子を見てお休みするという選択も検討していただけたらと思います。

皆さまにおかれましては、大変ご負担をおかけいたしますが、当法人も更なる対策を講じながら、継続運営できるよう努力してまいりますので、引き続き、感染防止へのご協力とご理解をお願いいたします。

社会福祉法人ライフサポート協会 つみき